

財務省告示第二百六号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成十八年四月二十八日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成十八年五月十二日  
財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記 利付国庫債券（二十年）（第八十

六回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第四条第一項及び平成  
十八年度における財政運営のた

め法律（平成十八年法律第十一  
号）法律第二十条第一項並びに国債整  
理基金特別会計法（明治三十九  
年法律第六号）第五条第一項

三 振替法の適

用等 成十三年法律第七十五号。以下  
「振替法」という。の規定の適  
用を受けるものとし、その振替  
機関は日本銀行とする。

四 発行方法

札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）、価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あつて、財務大臣が各国債市場  
特別参加者ごとに応募限度額を  
定めるものによる発行（以下「  
債市場特別参加者・第 及び  
競争入札発行」という。）及び



八				七				八																						
口				イ				口																						
者	特	国	行	争	非	者	特	国	入	価	込	行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国							
・	別	債	入	争	非	者	別	債	札	格	金	入	争	非	者	別	債	入	争	非	者	別	債							
第	参	市	札	争	非	者	第	市	発	競	額	札	争	非	者	第	市	発	争	非	者	第	市							
加	場	場	発	発	競	加	加	場	行	争		発	発	競	加	加	場	発	争	非	者	第	市							
	百					円	六	七					百	利	第	国	六	利	第	国	百	債	の	理	億	は	き	法		
	六						百	千					六	付	一	債	百	付	一	債	八	に	規	基	八	、	発	律		
	十						六	三					十	国	項	の	十	国	項	の	十	つ	定	金	千	額	行	第	二	
	四						十	百					三	債	の	規	四	七	債	の	四	い	に	特	八	面	し	条	第	
	億						二	九					億	に	定	基	億	七	に	規	七	て	基	百	七	金	た	第	一	
	三						億	十					円	つ	に	金	千	は	に	七	は	、	づ	七	十	額	利	項	第	一
	千						五	八						い	に	特	百	、	に	億	額	、	き	五	万	付	の	一	項	の
	八						千	億						て	基	別	万	額	、	七	額	、	発	法	第	四	千	規	定	に
	百						八	千						、	づ	会	千	面	額	、	十	面	行	第	五	二	百	に	基	づ
	五						百	百						額	き	計	百	金	額	、	五	金	行	第	万	六	十	に	基	づ
	十						四	五						面	発	法	万	額	、	十	額	行	第	円	、	六	に	基	づ	
	五						十	万						金	行	第	千	で	利	付	五	千	国	項	整	三	に	基	づ	
	万						万							で	た	条	五	千	国	項	五	五	国	項	整	三	に	基	づ	
														で	た	条	五	千	国	項	五	五	国	項	整	三	に	基	づ	

八  
最  
額  
面  
金  
振  
替  
単  
位

十  
一  
口  
イ  
一  
発

十  
三  
二

の  
経  
過  
利  
子  
率  
行  
争  
み

入  
札  
発  
行  
争  
み

価  
格  
競  
争  
み

・  
第  
加  
者  
非

別  
参  
加  
者  
特

債  
市  
場  
特

行  
及  
び  
国

争  
入  
札  
発  
行  
争  
み

非  
入  
札  
発  
行  
争  
み

者  
・  
第  
加  
者  
特

特  
別  
参  
加  
者  
特

国  
債  
市  
場  
特

入  
札  
発  
行  
争  
み

価  
格  
競  
争  
み

十  
一  
口  
イ  
一  
発

五  
万  
円

振  
替  
法  
の  
規  
定  
に  
よ  
る  
最  
低  
額  
面  
金

平  
成  
十  
八  
年  
四  
月  
二  
十  
八  
日

す  
の  
整  
数  
倍  
の  
金  
額  
に  
よ  
る  
最  
低  
額  
面  
金

額  
の  
記  
載  
又  
は  
記  
録  
に  
よ  
る  
最  
低  
額  
面  
金

額  
以  
上  
の  
金  
額  
に  
つ  
き  
百  
円  
七  
十  
五

額  
上  
の  
金  
額  
に  
つ  
き  
百  
円  
七  
十  
五

額  
上  
の  
金  
額  
に  
つ  
き  
百  
円  
八  
十  
五

(一) 年  
二  
・  
三  
パ  
ー  
セ  
ン  
ト

は  
募  
入  
決  
定  
の  
通  
知  
を  
受  
け  
た  
者

式  
に  
よ  
り  
算  
出  
し  
た  
金  
額  
を  
第  
二  
算

十  
号  
の  
規  
定  
す  
る  
期  
日  
に  
払  
い  
込  
む  
の  
と  
す  
る  
。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{2.3}{100} \times \frac{39}{365}}$$

十五 第二期以後の利子  
 十六 償還期限  
 十七 償還金額  
 十八 元利支

十四 初期利子

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記<sup>(一)</sup>の算式による算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額へただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合には、前記<sup>(一)</sup>の算式により算出た金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

平成十八年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成十八年三月二十日額面金額百円につき百円日本銀行

二 十  
十 九

払 者 入 払  
込 札 場  
期 参 所  
日 加

平 財  
成 務  
十 大  
八 臣  
年 か  
四 ら  
月 通  
二 知  
十 を  
八 受  
日 け  
た  
者